本表の適用に関する通則 ⑴～⑶　［略］ ⑷　醸造アルコールとは、でん粉質物又は含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいうものとする。 ⑸～⑻　［略］ （記載事項の表示） ３　次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。 ⑴　［略］ ⑵　製造時期 当該清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、次のいずれかの方法で表示する。ただし、第５項に掲げる貯蔵年数を表示するものにあっては、製造時期に代えて製造場から移出した時期を表示すること、また、保税地域から引き取る清酒（酒税法第28条の３第１項（未納税引取）の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。以下同じ。）で、製造時期が不明なものにあっては、製造時期に代えて輸入年月（関税法（昭和29年法律第61号）第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。）を「輸入年月」の文字の後に表示することとして差し支えない。 イ～ニ　［略］ ⑶～⑸　［略］	本表の適用に関する通則 ⑴～⑶　［同左］ ⑷　醸造アルコールとは、でんぷん質物又は含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいうものとする。 ⑸～⑻　［同左］ （記載事項の表示） ３　次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。 ⑴　［同左］ ⑵　製造時期 当該清酒を販売する目的をもって容器に充てんし密封した時期を、次のいずれかの方法で表示する。ただし、第５項に掲げる貯蔵年数を表示するものにあっては、製造時期に代えて製造場から移出した時期を表示すること、また、保税地域から引き取る清酒（酒税法第28条の３第１項（未納税引取）の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。以下同じ。）で、製造時期が不明なものにあっては、製造時期に代えて輸入年月（関税法（昭和29年法律第61号）第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。）を「輸入年月」の文字の後に表示することとして差し支えない。 イ～ニ　［同左］ ⑶～⑸　［同左］

○国税庁告示第五号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成二十七年十月国税庁告示第十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　　国税庁長官　迫田　英典

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表示の方式等） ８　第２項の規定により表示する事項及び法第86条の５の規定に基づき表示する酒類の品目、酒類製造業者の氏名又は名称、製造場の所在地、内容量、アルコール分等については、次に定めるところにより表示する。 **別記様式**（第８項関係）　［略］ 備考 １～４　［略］ ５　内容量は、酒類の品目とともに主たる商標を表示する側に表示した場合には省略することができる。 ６～９　［略］ **附　則** この告示の規定は、この告示の適用の日前に果実酒等を容器の容量分充填した容器に対する表示又は当該容器の包装に対する表示については、適用しない。	（表示の方式等） ８　第２項の規定により表示する事項及び法第86条の５の規定に基づき表示する酒類の品目、酒類製造業者の氏名又は名称、製造場の所在地、容器の容量、アルコール分等については、次に定めるところにより表示する。 **別記様式**（第８項関係）　［同左］ 備考 １～４　［同左］ ５　容器の容量は、「内容量」として表示する。内容量は、酒類の品目とともに主たる商標を表示する側に表示した場合には省略することができる。 ６～９　［同左］ **附　則** この告示の規定は、この告示の適用の日前に果実酒等を容器の容量分充てんした容器に対する表示又は当該容器の包装に対する表示については、適用しない。

○国税庁告示第六号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件（平成二十七年十月国税庁告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　　国税庁長官　迫田　英典

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） １　次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　「蒸留酒」とは、酒類の品目のうち、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール及びスピリッツをいう。 ［⑺～⑼　略］	（定義） １　次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　［同左］ ⑹　「蒸留酒」とは、酒類の品目のうち、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール及びスピリッツをいう。 ［⑺～⑼　同左］